様式第22号の3（第65条の5関係）（第2面）

注　意

1　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

2　申告は正しくすること。**申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出**した場合には、以後**失業等給付を受けることができなくなる**ばかりでなく、**不正に受給した金額の返還**と更にそれに加えて**一定の金額の納付**を命ぜられ、また、**詐欺罪**として刑罰に処せられることがあること。

3　1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいうものであること。

4　1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、雇託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。

5　2欄の「ア　求職活動をした」に○印を付けた人は、（1）の（ア）～（エ）により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、（イ）～（エ）の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号を併せて記載すること。

また、（2）には、（1）の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載し、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

6　3欄の「イ　応じられない」に○印を付けた人は、下記の（ア）～（オ）の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。

（ア）　病気やけがなど健康上の理由
（イ）　個人的又は家庭的事情のため（例えば、家事の都合のため）
（ウ）　就職したため又は就職予定があるため
（エ）　自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
（オ）　その他

なお、（オ）を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（　）内に具体的に記載すること。

（　　）

7　高年齢受給資格者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8　※印欄には、記載しないこと。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百八十八条の六第二号中「労働者派遣事業の」の下に「通知」を加える。

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体（職業安定法第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第九条第一号において同じ。）」を加え、「職業安定法第四条第七項」を「同法第四条第八項」に、「第九条第一号イ」を「第九条第一号」に改める。

第九条第一項第一号イ及びロ中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年八月二十日から施行する。

（職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の職業安定法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に締結された第二条の規定による改正前の雇用対策法施行規則（次項及び第三項において「旧規則」という。）附則第九条第一項の規定による協定については、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）に、第二条の規定による改正後の雇用対策法施行規則（第三項において「新規則」という。）第十三条の三第一項の規定により締結されたものとみなす。

2　施行日前にされた旧規則附則第九条第二項の規定による指示については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○厚生労働省告示第三百二十号

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百四十二号）の施行に伴い、雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事（平成二十四年厚生労働省告示第四百八十五号）は、平成二十八年八月十九日限り廃止する。

平成二十八年八月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久